

「+ONE マーク（プラスワンマーク）制度」に関するQ & A

+ONE マーク制度の創設について	
Q 1	+ONE（プラスワン）制度の運用開始について
Q 2	評価認証団体が認証する理由如何
Q 3	対象を不定期航路事業者に限定した理由如何
Q 4	審査される評価の内容如何
Q 5	認証機関を3年とした理由如何
Q 6	評価に段階を設けた理由如何
Q 7	利用者への安全・安心の可視化はどのように行われるのか

+ONE マーク（プラスワンマーク制度）

Q1 +ONE（プラスワン）制度の運用開始について。

令和4年12月22日に知床遊覧船事故対策検討委員会が公表した「旅客船の総合的な安全・安心対策」において、利用者が事業者の安全性向上の取組を簡便に確認できるようにし、利用者の安心に資するとともに、利用者による事業者の評価・選択を通じて、安全性の向上のための事業者の取組を促進するため、評価・認定制度（マーク等）を創設することとされたところであり、安全性向上に積極的に取り組んでいる旅客船事業者を評価することにより、安全性の向上のための事業者の取組を促進することが求められたところです。

令和5年度において、学識経験者、消費者代表、旅客船事業者及び業界団体、旅行業団体、国土交通省海事局で構成する「旅客船事業者の安全性評価制度検討委員会」を設置して検討を進めてきたところであり、資料（+ONE マーク制度の概要）のとおり、令和6年度中に運用を開始することとしたところです。

※ 検討会概要については下記 URL に掲載

URL : https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000090.html

※ 現在、評価認証団体や運用開始の日程詳細については調整中。

Q2 評価認証団体が認証する理由如何。

本認証は行政行為でなく、事業者の申請による任意の制度という位置づけから、評価方法については、評価認証団体による書類審査とし、評価認証団体の要件を

- ① 旅客船事業についての知見を有すること
- ② 被評価者である事業者に対し中立的であること
- ③ 全国的組織を有し、多数の申請に対応できること

としたところです。

Q3 対象を不定期航路事業者に限定した理由如何。

対象事業者については、

- ① 制度創設の発端が不定期船事業者である知床小型船の事故であること
- ② 利用者が事業者を「選択する」余地があるのは、生活航路より観光目的で遊覧船等に乗船する場合であること等を踏まえ、不定期航路事業者としたところです。

Q4 審査される評価の内容如何。

本制度が、安全性を評価するものではなく、事業者が安全性向上に積極的に取り組んでいる姿勢を評価するものであるという観点から、評価基準を設定していません。具体的には、

- ① 利用者が事業者の安全性向上の取組を簡便に確認できるようにし、利用者の安心に資する制度とする。
- ② 利用者による事業者の評価・選択を通じて、安全性の向上のための事業者の取組を促進する。

ため、「海難防止」「救命」「乗客への情報提供」の安全性に対する取組状況及び運輸安全マネジメントの取組状況を評価します。

Q5 認証期間を3年とした理由如何。

本制度が事業者の申請による任意の制度という位置づけのものであり、また、安全性を評価するものではなく、事業者が安全性向上に積極的に取り組んでいる姿勢を評価するものであるという観点から、第一段階の認証の有効期間を3年、第二段階の認証の有効期間を6年としたところです。

Q6 評価に段階を設けた理由如何。

評価の段階については、他機関における事業者の評価・認証制度の事例等を踏まえ、第一段階では、安全性向上に向けた積極性を評価し、第一段階の認証を取得している事業者が第一段階の認証取得の3年後においても同様の取組基準を満たしている場合には、その継続性を評価し、第二段階の認証を付与知ることとしたところであり、第二段階の認証としたことにより、安全性の向上のための事業者の取組が一層促進することを期待しています。

Q7 利用者への安全・安心の可視化はどのように行われるのか。

令和6年度において、旅客船事業者の安全性向上評価制度創設に向けた調査事業を実施し、制度を運用する上で必要な、制度概要、評価認証規程、事業者向け申請案内書、申請様式、制度パンフレット、ポスター、評価者の評価マニュアル等のフォーム等を作成中です。

今後、これらを活用して制度の周知を図っていくとともに、利用者が事業者の安全性向上の取組を簡便に確認できるよう、関係者各々において利用者に安全をPRすることとしています。